

第9回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月27日（火）午後1時30分から午後3時15分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人
会長 6番 中井 悟
会長職務代理 3番 西元 道啓
委員 1番 中村 広 2番 気田 仁奈
5番 面田 和幸 6番 伊藤 忠幸
8番 坂野 幸夫 9番 吉田 靖志
10番 杉本 峯一 11番 石井 妙司
12番 坂井 明治 13番 近藤 一祝
14番 黒川 利光 15番 宮武 正人
16番 安田 伸二
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 農地法第18条第6項の規定による通知について
第5 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 農地法第6条第1項の規定による報告について
第7 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第8 利用状況調査に基づく一括地目変更登記について
第9 農業委員会の最適化活動に向けた令和6年度の目標の設定等（案）について
第10 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則
農地係長 小柳 大騎

7 会議の概要

議長
(中井会長)

ただいまの出席委員は、15名であります。
定足数に達しておりますので、これから第9回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

それでは、1番中村委員と2番気田委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第8回の総会以降の諸般について、報告します。

3/5～6 蘭越町農業委員会委員研修会 札幌市

3/18 北海道農業会議総会

市町村農業委員会会長・事務局長会議

後志地方農業委員会連合会意見交換会 札幌市

3/19 北海道農業会議常設審議委員会 札幌市

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通

知についてを議題とします。

番号1番から番号20番について上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

その前に、議案の説明ですが、総会前に意見交換会があったこと及び案件数が多いことから、一部省略して説明させていただきます。ご了承ください。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。

令和6年3月27日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、耕作できないためです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約の理由は、契約相手を変更するためです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、契約相手を変更するためです。

番号4番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、契約内容を変更するためです。

番号5番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、契約相手を変更するためです。

番号6番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地、各年月日については記載のとおりです。解約の理由は、譲渡するためです。

番号7番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約の理由は、契約相手を変更するためです。

番号8番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地、各年月日については記載のとおりです。解約の理由は、契約相手を変更するためです。

番号9番、貸主〇〇さん、借主は〇〇、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、譲渡するためです。

番号10番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、契約相手を変更するためです。

番号11番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、契約相手を変更するためです。

番号12番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、譲渡するためです。

番号13番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、経営移譲により契約相手を変更するためです。

番号14番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、経営移譲により契約相手を変更するためです。

番号15番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、経営移譲により契約相手を変更するためです。

番号16番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、経営移譲により契約相手を変更するためです。

番号17番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、経営移譲により契約相手を変更するためです。

番号18番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、経営移譲により契約相手を変更するためです。

番号19番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、経営移譲により契約相手を変更するためです。

番号20番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、経営移譲により契約相手を変更するためです。

ご審議お願いいたします。

議長
(中井会長)

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

13番
(近藤委員)

番号1番、内容は事務局の説明のとおりであります。場所は、〇〇の近くの〇〇をまたいでちょうど向かいに2筆ありますのでよろしくお願いいたします。

12番
(坂井委員)

番号2番から6番、内容は事務局の説明のとおりであります。場所なのですが番号2番、〇〇を渡りまして、〇〇を〇〇ほど行きますと、〇〇さん宅があるのですが、その圃場の1筆となります。

番号3番、〇〇を渡りまして、〇〇を〇〇ほど行きますと〇〇さん宅さんがあるのですが、その手前の圃場の2筆となります。

番号4番、先ほど3番で説明した、〇〇さん宅の圃場の手前の圃場となります。

番号5番、〇〇を左に曲がりまして〇〇の方に向かい、〇〇から〇〇ほど行った所の圃場となります。

番号6番、5番で説明した〇〇の向かいの圃場となります。よろしくお願いいたします。

9番
(吉田委員)

番号7番8番について、内容は事務局の説明のとおりであります。まず番号7番の場所ですが、〇〇を〇〇側から〇〇に向かいますと、途中右側に〇〇さんの住宅がありまして、ちょうど向かいの〇〇側の所になります。

番号8番の場所ですが、7番の反対側の〇〇を少し越えたところになります。また4号議案で出てくるのでよろしく願いいたします。

3番
(西元委員)

番号9番10番、内容は事務局の説明のとおり9番は譲渡するための解約で、10番は契約相手を変更するための解約でございます。9番の場所ですが、〇〇に〇〇がございました。そこから〇〇の方へ入って行って〇〇を越えた右側に位置する農地でございます。

番号10番、〇〇さんと〇〇さんの件ですが、農地に関しましては、〇〇付近に〇〇がございました。〇〇と〇〇が交わった所に隣接したところから、〇〇沿いを少し下った所に位置する農地でございます。よろしく願いいたします。

16番
(安田委員)

番号11番、内容は事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇の〇〇さんの住宅を〇〇の方に登っていく道路があり、登っていきますと、奥に〇〇さんの住宅がございまして、住宅の前にある農地となります。議案第4号にも出て参りますので、よろしく願いいたします。

6番
(伊藤委員)

番号12番から20番、内容は事務局の説明のとおりであります。番号12番の場所なのですが、〇〇に〇〇さんの住宅があるのですけれども、そこと〇〇を挟む間にある三角形の圃場と、〇〇さん宅の横の長い圃場となります。

番号13番の場所なのですが、〇〇を〇〇から〇〇方面へもどりまして、〇〇ほど戻った所に、〇〇の〇〇側に向かって左側にある圃場になります。そこが1箇所、さらに〇〇ほど〇〇方面側に戻って〇〇沿いの小さい圃場が2箇所目、さらに〇〇ほど〇〇方面側に戻りまして、左側の〇〇側の〇〇位入った所の圃場になります。

番号14番の場所なのですけれども、〇〇から〇〇方面へ〇〇ほど戻ってきた所の〇〇沿いの圃場になります。

番号15番ですけれども、先ほどの14番からさらに〇〇方面へ〇〇位行った所と〇〇さん宅の住宅の横、そして少し〇〇方面へ戻った所の道路沿い左右の圃場になります。

番号16番、〇〇から〇〇方面へ〇〇ほど戻ってきた所の左側〇〇側の圃場になります。

番号17番、16番の斜め向かいの〇〇側の圃場になります。

番号18番、16番の土地の奥の場所になります

番号19番、〇〇の道路向かいから〇〇位〇〇側にある圃場になります。

番号20番、19番の圃場の隣の長い圃場になります。それとその圃場に入るための〇〇の入り口の右側の圃場になります。よろしく願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

本案は原案のとおり受理することとします。
日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

番号1番から番号18番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和6年3月27日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。貸付理由は借主の新規就農のために、農地を貸し付けするものです。土地、各金額、各年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。貸付理由は借主の新規就農のために、農地を貸し付けするものです。土地、各金額、各年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。貸付理由は契約内容を変更して、引き続き農地を借り受けするものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号4番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。貸付理由は農地を借り受けし、農業経営の安定化を図るものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号5番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。貸付理由は農地を借り受けし、農業経営の安定化を図るものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号6番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。貸付理由は借主の新規就農のために、農地を貸し付けするものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号7番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。貸付理由は後継者に経営を移譲す

るため、農地を貸付するものです。土地、各年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです

番号8番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き、借り受けするものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号9番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き、借り受けするものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号10番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き借り受けするものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号11番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き、借り受けするものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号12番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き、借り受けするものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号13番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き、借り受けするものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号14番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き、借り受けするものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号15番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き、借り受けするものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号16番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で、貸付理由は農地を借り受けし、農業経営の安定化を図るものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号17番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で、貸付理由は農地を借り受けし、農業経営の安定化を図るものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号18番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で、貸付理由は農地を借り受けし、農業経営の安定化を図るものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

ご審議お願いいたします

議 長
(中井会長)
12番
(坂井委員)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

番号1番から番号5番、内容につきましては事務局の説明のとおりであります。番号1番の場所は、先ほど議案1号2番に出てきた圃場になります。

番号2番なのですが、〇〇を〇〇位行った所に〇〇があるのですけれども、〇〇の手前の〇〇側の圃場となります。

番号3番は、1号議案の3番4番で説明した場所となります。

番号4番なのですが、〇〇を渡って、〇〇を過ぎて〇〇から約〇〇位行った所のカーブの所の〇〇側の圃場となります。

番号5番は、4番で説明した圃場の隣の圃場となります。

14番
(黒川委員)

番号6番、内容は事務局の説明のとおりでございます。場所は、〇〇より〇〇に入りまして、〇〇さん宅の方へ曲がりまして、〇〇位行った所の〇〇側の一角になります。よろしく願いいたします。

6番
(伊藤委員)

番号7番から16番、内容は事務局の説明のとおりでございます。場所ですけれども、7番なのですが、〇〇さんの住宅がある所と〇〇またいで〇〇側にある一団になります。

番号8番、今の7番の説明場所の少し〇〇側となっております。それと〇〇ほど〇〇側に来て〇〇側に〇〇があるのですけれども、その〇〇の最後の一角となります。

番号9番、1号議案14番で説明した場所と同じになります。

番号10番、1号議案15番で説明した場所と同じになります。

番号11番、先ほどの7番の一団地の一角となっております。

番号12番、11番の土地から斜めの奥から〇〇側までの一角とそれから〇〇を〇〇ほど〇〇側に戻った所にある一角となります。

番号13番、1号議案18番で説明した場所と同じになります。

番号14番、1号議案19番で説明した場所と同じになります。

番号15番、1号議案20番で説明した場所と同じになります。

番号16番、2号議案12番の土地から〇〇ほど〇〇側に進んだ〇〇側の土地となります。以上です。よろしく願いいたします。

3番
(西元委員)

番号17番、内容は事務局の説明のとおりであります。場所に関しましては、〇〇と〇〇が交わる〇〇から〇〇側に位置する土地でございます。

番号18番、内容は事務局の説明のとおりでございます。場所

にしましては、17番の土地と隣接するような土地で〇〇と〇〇がぶつかった所が〇〇の方に位置する一角、それと反対側に位置する〇〇の一角となっております。よろしくお願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

本案は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

日程第6、議案第3号 農地法第6条第1項の規定による報告についてを議題とします。

番号1番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第3号 農地法第6条第1項の規定による報告について、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出のあった事業報告について、各要件の確認を求める。令和6年3月27日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1、令和6年3月5日付けで〇〇より、農地所有適格法人報告書の提出がありました。

内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、いずれの法人も各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議お願いいたします。

議長
(中井会長)

ただ今事務局から説明があり、各項目の要件について確認をしたとのことですが、報告内容について質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。

今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

本案は原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

日程第7、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

番号1番から番号13番について上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和6年3月27日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、各年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は畑で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付けを継続するためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、各年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付けを継続するためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等

をする者は〇〇さん、成立する法律関係は売買です。土地、各金額、各年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。圃場条件が悪いことからこの価格となっております。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するものです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号4番、利用権設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、耕作できないためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号5番、利用権設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、耕作できないためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号6番、利用権設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は売買です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するものです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号7番、利用権設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、畑で〇〇円です。貸付理由は、契約内容を変更して、農地の貸付を継続するものです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号8番、利用権設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田

で共済水張面積価格で〇〇円、畑で〇〇円です。貸付理由は、契約内容を変更して、農地の貸付を継続するものです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号9番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は売買です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円～〇〇円、畑で〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けいていた農地を譲渡するものです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号10番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して貸し付けを継続するためです。別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号11番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、各年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して貸し付けを継続するためです。別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号12番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は売買です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号13番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は売買です。土地、各金額、各年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で〇〇円です。圃場条件が悪いことからこの価格となっています。譲渡理由は、耕作できないためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

ご審議お願いします。

議長
(中井会長)

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

13番
(近藤委員)

番号1番内容につきましては事務局の説明のとおりであります。場所は、〇〇から〇〇へ上がって行って、〇〇さんの住宅前と後ろの2筆になります。よろしく願いいたします。

12番
(坂井委員)

番号2番から5番まで説明いたします。内容につきましては事務局の説明のとおりであります。

番号2番は、場所は、〇〇から〇〇ほど行った所から下がった所の両サイドになります。

番号3番、〇〇を渡りまして左に曲がりまして、〇〇の向かいなのですけれども、その圃場になります。この圃場の単価なのですが、安い理由としては、水のとおりも悪く、条件が良くない圃場なので、この値段となりました。

番号4番、1号議案5番の圃場となります。

番号5番、4番の圃場の隣にある圃場となります。よろしく願いいたします。

3番
(西元委員)

番号6番、貸し付けていた農地を譲渡するものであります。先ほどの解約案件で申しましたけれども、〇〇にありまして、〇〇の前から〇〇の方に上がって行って〇〇を越えた右手に位置する農地でございます。よろしく願いいたします。

9番
(吉田委員)

番号7番、内容は事務局の説明のとおりであります。場所ですが、1号議案の7番8番で説明した場所なのですけれども、〇〇を〇〇側に進みますと、〇〇さんの住宅が見えてきます。〇〇さんの住宅の道路向かいの〇〇側の一筆とその圃場から道路を渡りまして〇〇を越えたところにある1筆になります。よろしく願いいたします。

3番
(西元委員)

番号8番、内容に関しまして事務局の説明のとおり契約を更新し貸し付けるものであります。場所に関しましては、〇〇に〇〇

がございます。それをもう少し〇〇方面へ行くとある〇〇を下って行くと〇〇にぶつかるのですけれども、そこから〇〇位行った所に〇〇さんの住宅がございます。その住宅の周りに位置する農地、それともう少し〇〇に行って〇〇側の方に〇〇位行った所の農地でございます。

番号9番、内容に関しましては貸し付けていた農地を譲渡するものでございます。場所に関しましては、地区的には〇〇に位置する農地でございます。〇〇にちょうど〇〇がございます。〇〇の裏側に位置する農地1団地、〇〇側へ戻りますと、〇〇ともう一つ〇〇へ行く道路がございます、ちょうど〇〇になっております。〇〇の所から〇〇位進んだ所の中に位置する農地。それと先ほど説明した〇〇の反対側に有る農地ともう少し〇〇側に戻った所にある農地でございます。よろしくお願いいたします。

16番
(安田委員)

番号10番11番について、内容は事務局の説明のとおりでございます。10番の場所ですが、〇〇さん住宅の横の道路を〇〇側に登って行きますと、奥に〇〇さんの住宅があります。住宅の裏と少し〇〇の方に戻った所にもう2筆あります。

番号11番、こちらは1号議案11番で解約された農地で、10番の〇〇さんの隣の〇〇さんの住宅の前の農地になります。よろしくお願いいたします。

6番
(伊藤委員)

番号12番13番、内容は事務局の説明のとおりであります。場所ですけれども、12番は1号議案12番〇〇さんの家の周りと家の横になります。

番号13番ですけれども、〇〇を〇〇方面へ向かいまして、〇〇の手前の〇〇さん家の裏手にある2筆になります。よろしくお願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。

| | |
|---------------|---|
| (中井会長) | 異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。 |
| 全委員 | 異議なし。 |
| 議長 (中井会長) | 本案の番号1番から番号13番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。 番号14番について上程します。 農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。(〇〇委員退席) 事務局から説明願います。 |
| 事務局 (小柳係長) | 番号14番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して貸し付けを継続するためです。別紙、調査書についても記載のとおりです。 ご審議お願いいたします。 |
| 議長 (中井会長) | 引き続き、担当委員から補足説明を願います。 |
| 14番 (黒川委員) | 番号14番、内容は事務局の説明のとおりであります。場所は、〇〇の〇〇から〇〇位〇〇の方に進んだ〇〇側のほうにある1角であります。よろしく願いいたします。 |
| 議長 (中井会長) | これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。 |
| 全委員 | 質疑なし。 |
| 議長 (中井会長) | 質疑なしと認めます。 異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。 |
| 全委員 | 質疑なし。 |

議長
(中井会長)

本案の番号14番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

番号15番について上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。(〇〇委員、〇〇委員退席)

議長
(中井会長)

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号15番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して貸し付けを継続するためです。別紙、調査書についても記載のとおりです。

ご審議をお願いします。

議長
(中井会長)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

14番
(黒川委員)

番号15番、内容は事務局の説明のとおりであります。場所は、〇〇の〇〇沿いになります。よろしく願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

本案の番号15番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

暫時休憩とします。(〇〇委員、〇〇委員着席)
再開します。

日程第8、議案第5号 利用状況調査結果に基づく一括地目変更登記について協議いたします。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第5号、利用状況調査結果に基づく一括地目変更登記について。令和6年3月27日提出、蘭越町農業委員会会長名。

右上に議案第5号と書かれた表をご覧ください。

先月の総会後に、農地専門委員会にて、一括地目変更登記の対象地について審議を行いました。一覧の土地は全て所有者の同意書が確認できた土地です。

併せて、議案第5号図面及び現地写真も資料として用意しております。

また、タブレットの現地確認アプリの中の現地確認工程一覧という機能で対象地の場所を確認することができます。一覧のシステムマッチング欄については×の土地は近隣地番に飛ぶようになっております。そして、先月の農地専門委員会での協議の結果、対象全ての農地を一括地目変更登記することについて、問題ない旨、回答がありました。

ご審議お願いいたします。

議長
(中井会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、意見やご質問はございませんか。

全委員

質疑なし

議長
(中井会長)

議案第5号については、事務局の説明のとおり、法務局に提出することとします。

日程9、協議第1号 農業委員会の最適化活動に向けた令和6年度の目標の設定等(案)についてを協議いたします。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

協議第1号 農業委員会の最適化活動に向けた令和6年度の目標の設定等(案)について、令和6年3月27日提出、蘭越町農業委員長名。

右上に協議第1号と書かれている令和6年度最適化活動の目標の設定等をご覧ください。

最適化活動の目標の設定等については、令和3年6月18日に閣議決定されました規制改革実施計画により、農業委員会の活動計画については、最適化活動に係る目標を定め、具体的な活動を記録し、活動の評価、公表、点検に取り組むこととなっております。

それでは令和6年度における最適化活動の目標の設定等の内容ですが最初のページの農業委員会の状況につきましては記載のとおりです。

続きまして次のページ、最適化活動の目標につきましては、令和12年度までに道の定めた集積率目標95%を達成するように現行の91.6%から計算して、令和6年度末は92.1%、新規集積面積は7haと設定しております。

次に(2)の遊休農地の解消につきましては、昨年10月の農地パトロールの結果を含めた現状の遊休農地面積27.3ha、そのうちの緑区分が26.8haとなっております。また、令和5年度に新規に発生した緑区分の遊休農地につきましては、国からその面積の全てを解消目標とする旨通知があることから令和5年度に新規に発生した1.4haをそのまま解消目標面積としております。

次に3ページ目の(3)新規参入の促進における現状及び課題ですが、昨年度については1名、今年度については、先ほど議案第2号でも説明しました、〇〇氏、〇〇氏の計2名を計上しております。目標の新規加入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積ですが、過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上を目標として定めることとなっているため、ここ3カ年の平均値である281haの1割、28.1haを目標に設定しております。

ただ、この数値につきましては、昨年度も触れましたが、蘭越町においては、あっせん等で農地の貸付希望地を公表する機会がなかなかありませんので、非現実的な目標設定となる旨、振興局

には確認済みです。

最後の最適化活動の活動目標については昨年度と同内容、同数値となっております。

以上、今後1年間の農業委員会の最適化活動に向けた目標及び活動計画案として策定しましたので、ご審議をお願いします。

議長
(中井会長)

ただ今、説明がありましたが、ご意見やご質問などありませんか。

全委員

質疑なし

議長
(中井会長)

それでは、このとおり、北海道と国（農林水産省）へ提出することとしてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議長
(中井会長)

それでは提出することとします。

日程第10、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から報告願います。

事務局
(小柳係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和6年3月27日提出、蘭越町農業委員長名。

令和6年2月28日付けで、〇〇さんから〇〇さんより、3月11日付けで〇〇さんから、〇〇さんより、3月13日付けで〇〇さんから〇〇さんより相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。詳細については記載のとおりです。以上となります。

議長
(中井会長)

ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

全委員

質疑なし

議長
(中井会長)

以上で、よろしいですか。

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局
(高田局長)

次回総会は4月26日(金)午後3時30分からを予定しておりますので、よろしくお願いします。

また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況について、お手元に配布させていただいております。

事務局
(小柳係長)

私からは令和6年度山麓地区農業委員会協議会総会等についてです。出席者は先月総会でお話ししたとおり、中井会長・西元代理・気田委員・西田委員・中村委員で随行は私となります。参加者の皆様には事務局のニセコ町からの案内文書をお配りしております。出発時間は4月9日(火)の12時50分といたしますので、その時間までに役場正面玄関前に出席者は集合してください。私からは以上です。

議長
(中井会長)

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第9回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時15分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟